

令和7年第7回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和7年7月28日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第3会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曽根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	8番 山本 裕子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 青山 侑嗣 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	青年等就農計画（変更）について（別冊）
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	その他	公共転用届について 農地を農業用施設に使用する届出書について 生産緑地のあっせん願いについて

開会	(15:00)	
	事務局長	定刻になりましたので、只今より令和7年第7回農業委員会を開催させていただきます。
	議長	それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
	議長	▲挨拶
	事務局	議案に入る前に本日の議事録署名者は、2番、3番の両名ですでのお願いいたします。
	議長	本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
	事務局	本日の会議には1名の傍聴の申し出がございました。
	議長	何かご意見はございますか。
	事務局	(全員異議なし)
	議長	それでは傍聴者をお通しください。
	事務局	(傍聴者入室)
		傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。
		それでは議案に入ります。
		議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
		議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。
		議案書1ページをご覧ください。
		7番の駐車場として利用するものについて説明します。
		場所は、議案書2ページをご覧ください。
		申請地は日進市立南小学校から北東に約70mの位置に所在する1筆で、登記地目は畠、現況地目は雑種地で、面積は185m ² です。
		申請法人は、申請地の隣地にて、溶接関連の制御機器、工作機器の開発・製造・販売を行っています。
		現在、来客用の駐車場が不足しており、社用車を来客用の駐車場に駐車している現状です。
		そこで、必要台数を確保でき、事業所から近く、効率的に活用できる申請地を社用車用駐車場として利用するため、やむを得ず選定したものです。
		排水については、表面水は自然浸透させ、また、隣接地に

農地は無く、周囲の土地に対する影響のない計画となっています。

農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。

つづきまして、8番の分家住宅を建築するものについて説明します。

場所は、議案書3ページをご覧ください。

申請地はヤクルト工場から南東に約170mの位置に所在する2筆で、登記地目・現況地目ともに畠で、合計面積は422m²です。

申請者は現在、市外の集合住宅で、妻と子どもの3人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、一戸建て住宅の建築を計画したものになります。

申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、母と祖母が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。

第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。

排水について、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の既設側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、9番の資材置場として利用するものについて説明します。

場所は、議案書4ページをご覧ください。

申請地は、西部福祉会館から道路を挟んで南西の位置に所在し、登記地目・現況地目いずれも田で面積は1,389m²です。

申請法人は、平成5年に設立、本社は名古屋市名東区に所

		<p>在し、土木建築工事業を営んでいます。</p> <p>申請法人は、主に名古屋市や近隣市町において水道工事、道路工事を受注、施工を行っております。</p> <p>現在、赤池町下郷に既存資材置き場がありますが、前回の契約更新時に土地所有者から年内の契約終了をもって、更新をしない旨の連絡を受け、事業所付近で代替地を探しましたが見つからず、やむを得ず、既存施設から最も近く事業所からもアクセスの良い申請地を選定したものになります。</p> <p>表面は砂利敷きとし、表面水は自然浸透させることにより、周囲の農地に対する影響のない排水計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長		<p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「青年等就農計画（変更）について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局		<p>それでは議案第2号「青年等就農計画（変更）について」ご説明します。</p> <p>「青年等就農計画」は、若手農業者が就農する際に策定する計画書であり、市町村長の認定を受けることで、「認定新</p>

規就農者」として正式に各種支援を受けることが可能となります。

この「認定新規就農者」制度は、将来にわたり効率的かつ安定的な農業経営を担う人材として期待される青年等の就農を支援するために設けられた制度です。

本制度では、農業を新たに始めようとする青年等が、市町村の農業振興基本構想に沿って「青年等就農計画」を策定し、市町村の認定を受けることで、経営開始に際してさまざまな支援を重点的に受けることができます。

この計画の認定にあたっては、次の 2 点が特に重要な判断基準となります。

一つは、「計画内容が市町村の基本構想に適合していること」。もう一つは、「計画の達成見込みが確実であること」です。

加えて、農業委員会の意見も踏まえて認定される仕組みとなっています。

今回は、令和 6 年 6 月に「認定新規就農者」として認定された申請者から、新たに国・県の補助を活用して機械を購入するため、既存の就農計画を変更したいとの申請がありましたので、その内容をご説明いたします。

別紙計画書 1 枚目をご参照ください。

申請者は現在 38 歳で、以前は美浜町にあるイチゴ栽培・販売の法人に勤務していましたが、令和 5 年 7 月に退職し、現在は北新町にて農地を借り受け、同農地内に建設したビニールハウスでイチゴ苗の生産を行っています。

今回の計画変更における主な追加内容は、計画書 3 枚目の「目標を達成するために必要な措置」における「カーテン自動巻き装置」の導入です。

当初は自己資金および「青年等就農資金」の融資を受けて事業を開始しましたが、ハウス内の温度管理におけるカーテンの開閉作業に多くの労力を要することから、より効率的な栽培を実現するため、「世代交代・初期投資促進事業」の補助金と「青年等就農資金」の追加融資を活用して、カーテン自動巻き装置を導入するものです。

本変更計画は、日進市の農業振興基本構想に適合しており、また、愛知県尾張農林水産事務所 農業改良普及課の指

		<p>導のもとに作成された内容であることから、計画の達成見込みも十分であると判断されます。</p> <p>以上のことから、当該申請者が将来にわたって安定的かつ効率的に農業経営を行える可能性は高く、今回の青年等就農計画の変更認定についても、特段の支障はないものと考えております。</p> <p>議案第2号「青年等就農計画（変更）について」の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>苗の栽培をやることだが、指導者等はいるのか。</p> <p>別冊4ページに記載があるとおり、法人で勤務していた実績があり、いちご苗の栽培をしていました。</p> <p>農業用施設の面積が77aとの記載があるが。</p> <p>申請書類は7aとの記載がされておりますが、念のため確認します。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「青年等就農計画（変更）について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 11件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 6件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 17件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 1件 <p>専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p> <p>続きまして、その他について、事務局より報告を願います。</p>
議長		
委員		
議長		
委員		
議長		
事務局		
議長		

	事務局	(事務局より報告。) ・公共転用届について ・農地を農業用施設に使用する届出書について ・生産緑地のあつせん願いについて 議長 その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願ひします。
	事務局	(事務連絡) ・来月の農業委員会 8月27日（水）本庁舎4階第2会議室 ・農業委員会視察研修について ・道の駅プレオープンについて それでは、これをもちまして、令和7年第7回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
	(15:56)	